

岩手県告示第652号

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第10条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

平成30年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定番号	種 類	名称等	発行所名	指定理由
30-21	書籍	今すぐ使えるワル知恵200	株式会社鉄人社	著しく青少年の性的感情を刺激し、粗暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、その健全な成長を阻害するおそれがある。
30-22	〃	芸能X-F I L E 爛れた芸能人	株式会社ブレインハウス	
30-23	雑誌	昭和ニッポン不思議な怪事件	株式会社日本ジャーナル出版	
30-24	〃	まんが理不尽すぎる現実 異常な国ニッポン	株式会社コアマガジン	
30-25	〃	まんが最狂 悪の実話ドキュメント	株式会社コアマガジン	